

清算人選任申立書①（【株式会社】破産財団放棄物件処理に関するもの）

印 紙
1,000円
貼 付

注1

清算人選任申立書

(※ 割印不可)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京地方裁判所民事第8部 御中 注2

申立人代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ ①

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申 立 人 株式会社〇〇銀行 注3

同代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

(送達場所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法律事務所

同代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

TEL 03-0000-0000

FAX 03-0000-0000

申立ての趣旨

〇〇株式会社（本店 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地）の清算人の選任を求める。

申立ての理由

- 1 前記〇〇株式会社（以下「本件会社」という。）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け、弁護士〇〇〇〇が破産管財人に選任された（令和〇〇年フ第〇〇号・甲第1, 3号証）。
- 2 破産管財人は、別紙物件目録記載の不動産（以下「本件不動産」という。）につき、破産裁判所の許可を得て、令和〇〇年〇〇月〇〇日、破産財団から放棄した（甲第2ないし4号証）。
- 3 本件会社は、令和〇〇年〇〇月〇〇日、破産終結の決定を受け、上記破産手続は終結している（甲第1号証）。
- 4 申立人は、本件不動産の抵当権者である（甲第2号証）。

- 5 申立人は、不動産競売申立ての準備をしていたが、今般、本件不動産につき購入希望者が現れた（甲第5号証）。
- 6 購入希望者の買付希望価格は相当である（甲第6号証）。
- 7 本件不動産が売却された場合、申立人及び他の担保権者は、売却代金からそれぞれ〇〇万円、〇〇万円の支払を受けることと引換えに、本件不動産の担保権を抹消することについて同意している（甲第7号証）。
- 8 よって、会社法478条2項に基づき本件会社の清算人の選任を求める。

証拠書類 注4

甲第1号証	本件会社の閉鎖事項全部証明書
甲第2号証	不動産登記事項証明書
甲第3号証	破産決定正本の写し
甲第4号証	不動産放棄許可の証明書
甲第5号証	買付証明書
甲第6号証	不動産評価書
甲第7号証	他の担保権者の同意書 注5
甲第8号証	本件株式会社の定款写し

添付書類

甲号証	各2通
申立人の全部事項証明書	1通
委任状	1通 注6
申立書副本	1通

物件目録

(省略)

以上

注1 このほかに、清算人の報酬等のための予納金が必要になります。なお、予納金については、事案によって異なりますので、立件後、担当者から連絡します。また、書類等の送付のための郵便切手の予納が必要です。

注2 本申立の管轄裁判所は、清算会社の本店所在地の地方裁判所になります。なお、東京地方裁判所の管轄は、東京23区及び伊豆諸島、小笠原諸島の島しょです。それ以外の東京都の地域は、東京地方裁判所立川支部（〒190-8571 東京都立川市緑町10番地の4）になります。

注3 清算会社の利害関係人（株主、債権者、清算会社の財産についての担保権者など）が清算人選任事件の申立人になります（会社法478条2項、4項）。解散会社の元役員は、解散によって委任関係が終了するので（会社法330条、民法653条）、利害関係人とはいえ、清算人選任事件の申立人になることはできないと考えられています。また、清算会社所有の不動産の近隣の居住者、当該不動産と隣接する不動産の所有者、当該不動産の買受けを単に希望する者などは、それだけでは直ちに利害関係人であるとは認められません。

注4 事案によっては、ここに記載された疎明資料のほかにも、提出を求めることがあります。

注5 他の担保権者が法人の場合、同意書には、法人の代表権限を有する者の印鑑が押してあるものを提出してください。

注6 代理人による申立ての時は、委任状が必要になります。

注7 東京地方裁判所では、原則として、清算人には弁護士を選任する運用をしています。なお、申立書に清算人の候補者として弁護士を書いても、必ず、その候補者が選ばれるとは限りません。